

第一章 総則（第一条—第五条）	第三章 株主（第六条—第五十条）	第四章 業務（第二十一条—第三十二条）	第五章 商工債（第三十三条—第三十八条）	第六章 子会社等（第三十九条・第四十条）	第七章 計算（第四十一条—第五十五条）	第八章 の二商工組合中央金庫電子決済等代行業（第六十条の二—第六十条の三）
第九章 雑則（第六十一条—第六十六条）	第十章 罰則（第六十七条—第七十七条）	第十一章 没収に関する手続等の特例（第七十一条）	八条第一項	十四	十五	十六

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 株式会社商工組合中央金庫（以下本則において「商工組合中央金庫」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図るために必要な業務を営むことを目的とする株式会社とする。

(営業所等)

第二条 商工組合中央金庫は、日本において支店その他他の営業所の設置、移転（本店の移転を含む）、種類の変更又は廃止をしようとするときは、主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

第三条 商工組合中央金庫は、外國において支店その他の営業所の設置、移転（本店の移転を含む）、種類の変更又は廃止をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

第四条 商工組合中央金庫は、会社法（平成十七年法律第八十六号）第一百九十九条第一項に規定するその発行する株式又は同法第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権を引き受けける者の募集をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第五条 商工組合中央金庫でない者は、その商号中に株式会社商工組合中央金庫という文字を用いてはならない。

（商号の使用制限）

二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第

二条第一項に規定する銀行（以下「銀行」という。）

三 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十八号）

下「長期信用銀行」という。）

四 信用金庫

四 商工組合中央金庫は、前項各号に掲げる者との間で同項の代理又は媒介に係る契約を締結したときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。	5 次に掲げる者は、商工組合中央金庫に対してその構成員が事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、内航海運組合、輸出組合又は輸入組合である場合には、その組合員を含む。の負担する債務を保証し、又は商工組合中央金庫の委任を受けて当該保証に係る債権を取り立てることができ
一 中小企業等協同組合	6 商工組合中央金庫は、自己の名義をもつて、他人にその業務を営ませてはならない。
二 協業組合、商工組合又は商工組合連合会	七 内航海運組合又は内航海運組合連合会
三 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会	八 輸出組合又は輸入組合
四 生活衛生同業組合連合会	九 商工組合中央金庫の株式の株主に係る株主名簿記載事項（同法第一百二十一条に規定する株主名簿記載事項をいう。）を株主名簿に記載し、又は記録するときは、次に掲げるもの以外のもの（以下「無資格者」という。）の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。
五 内航海運組合又は内航海運組合連合会	十 市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業を主たる事業とする者については三百人）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人である事業者又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人である事業者又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を使用する事業者である場合に限る。）
六 輸出組合又は輸入組合	十一 第二号から前号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員
七 商工組合中央金庫の資本金の額は、政令で定める額以上でなければならない。	十二 第二号から前号までに掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにそれらの直接又は間接の構成員であつて、政令で定めるもの
八 商工組合中央金庫は、百億円を下回つてはならない。	十三 第二号から前号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員
九 商工組合中央金庫は、その資本金の額を減少しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。	十四 第二号から前号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員
十 商工組合中央金庫は、その資本金の額を増加しようとするときは、主務大臣に届け出なければならない。	十五 第二号から前号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員
十一 商工組合中央金庫は、その資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）	十六 第二号から前号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員
十二 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者（相続その他の一般承継により商工組合中央金庫の株式を取得したものを除く。）から、その氏名又は名称及び住所を受けたときは、その氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けたときは、その氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。	十七 第二号から前号までに掲げる者であつて商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたときは、その有する商工組合中央金庫の株式の株主としての議決権を行使することができる。相続その他の一般承継により

第二章 株主

（議決権のある株式の株主の資格等）

第六条 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式（株主総会において決議を行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この条において「商工組合中央金庫の株式」という。）を発行した場合又は同法第一百十三条第四項に規定する自己株式（商工組合中央金庫の株式に限る。）を処分した場合において、商工組合中央金庫の株式の株主に係る株主名簿記載事項（同法第一百二十一条に規定する株主名簿記載事項をいう。）を株主名簿に記載し、又は記録するときは、次に掲げるもの以外のもの（以下「無資格者」という。）の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載し、又は記録してはならない。

しきは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

九 輸出組合又は輸入組合（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については五千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人（小売業を主たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下に従業員を使用する者については三百人）以下に従業員を使用する者については三百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

九 輸出組合又は輸入組合（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については五千万円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三十人）以下に従業員を使用する者については三十人）以下に従業員を使用する者である場合に限る。）

商工組合中央金庫の株式を取得した無資格者についても、同様とする。

4 商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を商工組合中央金庫に通知するものとする。

5 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものが無資格者となつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該無資格者に通知するものとする。

6 商工組合中央金庫は、無資格者が商工組合中央金庫の株式を保有していることを知つたときは、当該無資格者に対し、商工組合中央金庫の株式を商工組合中央金庫に売り渡すことを請求することができる。

7 会社法第一百五十五条（第六号に係る部分に限る。）、第二百七十五条から第二百七十七条まで、第三百九条第二項（第三号に係る部分に限る。）、第四百六十二条（第五号に係る部分に限る。）、第二百六十九条（第三号に係る部分に限る。）、第四百六十五条から第二百六十七号まで、第三百九条第二項（第三号に係る部分に限る。）、第四百六十一條第一項（第五号に係る部分に限る。）、第四百六十二条、第四百六十三条、第四百六十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十一条第二項（第三号に係る部分に限る。）、第八百七十条の二、第八百七十二条本文、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第五号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同法第四百六十二条中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

8 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。以下この項において同じ。）であつて無資格者であるものについては、第一項、第二項及び第六項の規定は、適用しない。この場合において、当該金融商品取引業者は、その有する商工組合中央金庫の株主としての議決権その他の権利行使することができない。

（議決権制限株式の発行数）

第七条 商工組合中央金庫は、議決権行使することができない株式の数及び会社法第一百五十五条に規定する議決権の保有の目的その他の商工組合中央金庫の業務に関する事項

についても、同様とする。

4 商工組合中央金庫の株主として株主名簿に記載され、又は記録されているものは、無資格者となつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を商工組合中央金庫に通知するものとする。

5 商工組合中央金庫は、商工組合中央金庫の株式について株主名簿に記載され、又は記録されているものが無資格者となつたことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該無資格者に通知するものとする。

に規定する議決権制限株式の数の合計が発行済株式の総数の二分の一を超えないようにするために必要な措置をとらなければならない。

（主要株主に係る認可等）

第十八条 政府以外のものであつて、政令で定める事項の全部についての議決権を除き、会社

取引又は行為により商工組合中央金庫の総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部についての議決権を除く）を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の五（以下「主要株主基準値」という。）以上の数の議決権の保有者（他人（仮設人を含む。）の名義をもつて保有する者を含む。以下同じ。）にならうとするものは、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

前項の政令で定める取引又は行為以外の事由により主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になった者（政府以外のものに限る。以下「特定主要株主」という。）は、当該事由の生じた日の属する商工組合中央金庫の事業年度の終了の日から一年を経過する日（以下の項及び第五項において「猶予期限日」という。）までに主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。ただし、当該特定主要株主が、猶予期限日後も引き続き主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることにについて主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第一項又は前項ただし書の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

（主要株主による報告又は資料の提出）

第十九条 主務大臣は、前条第一項又は第二項ただし書の認可があつた場合において、取得

の措置を講ずることを命ずることができる。

第二項ただし書の認可を受けたときは、当該期限日後も主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である者に対し、当該主要株主基準値以上に主要株主基準値以上の数の議決権の保有者にならぬことなく猶予期限日までの間、所要の措置を講じなければならない。

（議決権のみなし保有者等）

第十四条 第八条から第十条まで及び前条第二項の規定において、議決権の保有者が保有する信託契約には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者が指図を行うことができるものに限る。）その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式に係る議決権であつて当該議決権の保有者が委託者若しくは受益者として行使し又はその行使について当該議決権の保有者が指図を行うことができるものに限る。）その他の主務省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

各号に定める数の商工組合中央金庫の議決権の数を、当該申請に係る者が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である場合にあつてはその保有している商工組合中央金庫の議決権の数と保有する者である場合にあつてはその保有

うとする者若しくは保有者でないと認めるときは、その必要の限度において、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になることを認めるときは、当該認可をしてはならない。

（主要株主による報告又は資料の提出）

第十一条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者が行使し、又はその行使について当該議決権の保有者が指図を行うことができるものに限る。）その他の主務省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

各号に定める数の商工組合中央金庫の議決権の数を、当該申請に係る者が主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である場合にあつてはその保有

うとする者若しくは保有者でないと認めるときは、その必要の限度において、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になることを認めるときは、当該認可をしてはならない。

（主要株主に対する立入検査）

第十二条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務

に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又はその帳簿書類その他の物件を検査させることができるものと認めたものと認められたものと解釈してはならない。

（主要株主に係る認可等）

第十三条 主務大臣は、主要株主による株式の保有が第九条に照らし適切でないものと認められるに至つたときは、当該主要株主に対し、措置を講ずべき期限を示して、必要な措置をとるべき旨の命令をすることができる。

（主要株主に係る認可の取消し等）

第十四条 第一項の規定により第八条第一項に基づく主務大臣の处分に違反したときは、当該主要株主に対し必要な措置を命じ、又は当該主要株主の第八条第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消すことができる。

（主要株主に係る認可の取消し等）

第十五条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める数の商工組合中央金庫の議決権の保有者とみなして、第八条から前条までの規定を適用する。

（主要株主に係る認可の取消し等）

第十二条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務（同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。第三十九条第一項第二号の二において同じ。）を行ふ者に限る。」のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）
八 國債、地方債若しくは政府保証債（以下この条において「國債等」という。）又は第三十三条の規定により発行する商工債の所有者（当該国債等又は商工債を担保として貸付けをする場合に限る。）
九 預金者及び定期積金の積金者（商工組合中央金庫が受け入れた顧客の預金又は定期積金を担保として貸付けをする場合に限る。）
十 商工組合中央金庫は、前三項の規定により當む業務のほか、当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる。
一 債務の保証又は手形の引受け
二 有価証券（第五号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第六号及び第八号において同じ。）の売買（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引（投資の目的をもつてするもの又は書面取次ぎ行為に限る。）
三 国債等の引受け（売出しの目的をもつてするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い
五 金銭債権（譲渡性預金証書その他の主務省令で定める証書をもって表示されるものを含む。）の取得又は譲渡
六 特定目的会社が発行する特定社債（特定短期社債を除き、資産流動化計画において当該特定社債の発行により得られる金額をもつて金銭債権（明治二十九年法律第八十九号）第三編第一章第七節第一款に規定する指図証券、同節第二款に規定する記名式所持人証券及び同節第四款に規定する無記名証券に係る債権並びに電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権を除く。以下この号において同じ。）又は金銭債権を信託する信託の受益権のみを取得するものに限る。以下この号において同じ。）その他特定社債に準ずる有価証券として主務省令で定めるもの（以下この号において主務省令で定めるものとし）

（2）元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
（3）利息の支払期限を、（2）の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
八 有価証券の私募の取扱い
九 地方債又は社債その他の債券の募集又は管理事の受託
十 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十ニ号）により當む担保付社債に関する信託業務
十一 銀行その他主務大臣の定める者（外国の法令に準拠して外国において銀行法第二条第二項に規定する銀行業を営む者（銀行、長期信用銀行その他主務省令で定める金融機関を除く。）を除く。）の業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるものに限る。）
十二 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
十四 振替業
十五 両替
十六 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるものうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの
十七 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理
十八 金利、通貨の価格、商品の価格、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六十六条第一号に規定する短期社債）
十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該指標の数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であるて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち商工組合中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）
二十 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該指標の数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であるて主務省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）のうち商工組合中央金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として主務省令で定めるもの（第五号及び第十六号に掲げる業務に該当するものを除く。）
二十一 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
二十二 有価証券関連デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
二十三 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
二十四 振替業
二十五 両替
二十六 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるものうち、第五号に掲げる業務に該当するものに限る。次号において同じ。）であつて、第二号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

（2）元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
（3）利息の支払期限を、（2）の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
一 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取扱い行為、それぞれ金融商品取引法第二十八条第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。
二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取扱い行為、それぞれ金融商品取引法第二十八条第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項に規定する書面取次ぎ行為をいう。
三 政府保証債、政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債その他の債券をいう。
四 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債、それぞれ資産の流動化に関する法律第一条第三項、第四項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。
五 有価証券の私募の取扱い、有価証券の私募（金融商品取引法第二条第三項、第七項又は第八項に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。）の取扱いをいう。
六 振替業、社債、株式等の振替に関する法律（昭和二十六年法律第五十号）第六十六条第一号に規定する短期社債
七 デリバティブ取引、金融商品取引法第二条第三項に規定する定期投資法人債の十二第二項に規定する短期投資法人債
八 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八条）第五十四条の四第一項に規定する短期債
九 短期社債
十 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六百一十二条の十第一項に規定する短期社債
十一 短期社債
十二 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第八項に規定する特定短期社債
十三 短期社債
一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第一項に規定する短期農林債
ト その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律の規定により振替印座簿の記載
一 八 有価証券関連店頭デリバティブ取引、金融商品取引法第十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。
六 商工組合中央金庫は、第一項から第四項までの規定により當む業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、次に掲げる業務を行うことができる。
七 デリバティブ取引、金融商品取引法第二十条に規定するデリバティブ取引を行ふ業務をいう。

（2）元本の償還について、権利の総額の払込みのあつた日から一年未満の日とする定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。
（3）利息の支払期限を、（2）の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。
一 有価証券の私募の取扱い
二 有価証券の取扱い（同法第三十三条第二項各号に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に規定する行為を行ふ業務（第四項の規定により當む業務を除く。）
三 金融機関の信託業務の兼營等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により行う同法第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）
（1）各権利の金額が一億円を下回らないこと。

四 信託法（平成十八年法律第百八号）第三条

第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務に関する業務

五 算定期割当量を取得し、若しくは譲渡することを内容とする契約の締結又はその媒介、次ぎ若しくは代理を行う業務（第四項の規定により営む業務を除く。）であつて、主務省令で定めるもの

商工組合中央金庫は、第四項第九号に掲げる業務については、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行とみなす。

商工組合中央金庫は、前条の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができきない。（経営の健全性の確保）

第二十二条 商工組合中央金庫は、前条の規定により営む業務のほか、他の業務を営むことができない。（業務に関する禁止）

第二十三条 主務大臣は、商工組合中央金庫の業務の健全な運営に資するため、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

二 商工組合中央金庫の保有する資産等に照らし商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

一 商工組合中央金庫及びその子会社その他の商工組合中央金庫と主務省令で定める特殊の関係のある会社（以下この号、第七章及び第八章において「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし商工組合中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

前項の「子会社」とは、商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、商工組合中央金庫及びその一若しくは二以上の子会社又は商工組合中央金庫の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、商工組合中央金庫の子会社とみなす。（預金者等に対する情報の提供等）

第二十四条 商工組合中央金庫は、預金又は定期積金の受入れ（第二十九条に規定する特定預金等の受入れを除く。）に関し、預金者及び定期積金の積金者（以下「預金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、預金又は定期積金に係る契約の内容その

他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならぬ。

2 前項及び第二十九条並びに他の法律に定める事務に関する業務

3 第二十二条の規定による取扱い（預金の供与等）

4 第二十二条の規定による取扱い（預金の供与等）

5 第二十二条の規定による取扱い（預金の供与等）

6 第二十二条の規定による取扱い（預金の供与等）

7 第二十二条の規定による取扱い（預金の供与等）

8 第二十二条の規定による取扱い（預金の供与等）

払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については適用しない。

2 第二項の場合において、商工組合中央金庫及びその子会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、商工組合中央金庫の信用の供与等の額とみなす。

3 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他の項は、主務省令で定める。

4 第二項の規定による取扱い（預金の供与等）

5 第二項の規定による取扱い（預金の供与等）

6 第二項の規定による取扱い（預金の供与等）

7 第二項の規定による取扱い（預金の供与等）

8 第二項の規定による取扱い（預金の供与等）

三 顧客に対し、商工組合中央金庫又は商工組合中央金庫の特定関係者との他商工組合中央金庫と主務省令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（顧客の保護に欠けるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。）

2 前項及び第二十九条第一項に規定する金融商品取引業者（以下「金融商品取引業者」といふ。）の実施状況を適切に監視するための体制の整備組合等（第二条第三項の代理又は媒介を行う者をいう。以下同じ。）その他の商工組合中央金庫と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条及び次条において同じ。）又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき主務省令で定める政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

3 一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が商工組合中央金庫に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

4 一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が商工組合中央金庫の取引の通常の条件に照らして商工組合中央金庫に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

5 一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が商工組合中央金庫に不利益を与えるものとして主務省令で定める取引

6 一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

7 一 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させる

8 一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為

9 一 顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものの準拠する取引又は行為で、商工組合中央金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものとして主務省令で定める取引又は行為

10 一 顧客に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、商工組合中央金庫及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項たゞし書の規定を準用する。

11 一 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支

付について保証している信用の供与その他のこれらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については適用しない。

2 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

3 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

4 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

5 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

6 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

7 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

8 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

9 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

10 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

11 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

12 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

13 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

14 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

15 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

16 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

17 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

18 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

19 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

20 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

21 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

22 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

23 第二十九条の規定による取扱い（預金の供与等）

ロイに掲げる会社を子会社とする前項第八

号に掲げる持株会社

ハ、その他の会社であつて、商工組合中央金

庫の子会社である信託専門会社の子会社の

うち主務省令で定めるもの

第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務

省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合には、適用しない。ただし、商

工組合中央金庫は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

4 商工組合中央金庫は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第六号まで又は第八号に掲げる会社（従属業務（第二項第一号に掲げる

従属業務をいう。以下この項、第七項第一号及び第八項において同じ。）又は第二十一条第一項各号に掲げる業務に付随し、若しくは関連する業務として主務省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあっては、主として商工組合中央金庫の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）を除く。以下この条及び次条第四項において「認可対象会社」という。）を子会社としようとするときは、第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、主務大臣の認可を受けなければならない。

5 前項の規定は、認可対象会社が、商工組合中央金庫又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得その他の主務省令で定める事由により商工組合中央金庫の子会社となる場合に適用しない。ただし、商工組合中央金庫は、その子会社となつた認可対象会社を引き続き子会社とするに当該する子会社としよるとするときについて準用する。

6 第四項の規定は、商工組合中央金庫が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（認可対象会社に限る。）に該当する子会社としよるとするときについて準用する。

7 商工組合中央金庫は、次の各号のいずれかに該当するときは、主務省令で定めるところによ

り、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 第一項第六号又は第七号に掲げる会社（同

項第六号の会社にあつては、主として商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営む会社に限る。）を子会社としよるとすると

き（第六十一条の規定により合併、会社分割又は事業の譲受けの認可を受ける場合を除く。）。

二 その子会社が子会社でなくなったとき、又は認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となつたとき。

三 第一項第六号又は第四項の場合において、会社が主として商工組合中央金庫、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるもの又は商工組合中央金庫の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、主務大臣が定める。

4 商工組合中央金庫又はその子会社は、前条第四項の認可を受けて商工組合中央金庫が認可対象会社を子会社とした場合（主務省令で定める場合に限る。）には、第一項の規定にかかるわら

ず、当該認可対象会社を子会社とした日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、主務大臣は、商工組合中央金庫又はその子会社が、当該認可対象会社を子会社とした場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、認可をしてはならない。

5 主務大臣は、前項の認可をするときは、認可対象会社を子会社とした日に商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに主務大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 商工組合中央金庫又はその子会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権は、商工組合中央金庫が取得し、又は保有するもののみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与する認められる新たな事業活動を行う会社として、主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用されることは、商工組合中央金庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた場合を除き、その取得について、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、主務大臣がする同項の承認の対象には、商工組合中央金庫又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうち当該百分の五十を超える部分の議決権を含まれるものとし、主務大臣が当該承認をするときには、商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 商工組合中央金庫は、前条第四項の認可を受けて商工組合中央金庫が認可対象会社を子会社とした場合（主務省令で定める場合に限る。）には、第一項の規定にかかるわら

ず、当該認可対象会社を子会社とした日に保有することとなる国内の会社の議決権がその基準議決権数を超える場合であっても、同日以後、当該議決権をその基準議決権数を超えて保有することができる。ただし、主務大臣は、商工組合中央金庫又はその子会社が、当該認可対象会社を子会社とした場合に国内の会社の議決権を合算してその総株主等の議決権の百分の五十を超えて保有することとなるときは、認可をしてはならない。

5 主務大臣は、前項の認可をするときは、認可対象会社を子会社とした日に商工組合中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を、同日から五年を経過する日までに主務大臣が定める基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 商工組合中央金庫又はその子会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて保有することとなる国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権は、商工組合中央金庫が取得し、又は保有するもののみなす。

7 前各項の場合において、新たな事業分野を開拓する会社又は経営の向上に相当程度寄与する認められる新たな事業活動を行う会社として、主務省令で定める会社の議決権の取得又は保有の会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなる場合には、適用されることは、商工組合中央金庫があらかじめ主務大臣の承認を受けた場合を除き、その取得について、又は保有することとなつた日から一年を超えてこれを保有してはならない。

は、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は持分に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について商工組合中央金庫若しくはその子会社に指図を行うことができるものに限る。）その他主務省令で定める議決権を含まないものとし、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、商工組合中央金庫又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指団を行なうことができるもの（主務省令で定める議決権を除く。）を含むものとする。

8 第七章 計算

（事業年度）

4 第四十一条 商工組合中央金庫の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

（資本準備金の額及び利益準備金の額）

4 第四十二条 商工組合中央金庫は、剩余金の配当をする場合には、会社法第四百四十五条第四項の規定にかかるわらず、主務省令で定めるところにより、当該剩余金の配当により減少する剩余金の額に五分の一を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しなければならない。

5 第四十三条 商工組合中央金庫は、剩余金の額の計算上、特別準備金（商工組合中央金庫の自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性の確保に資するものとして、附則第五条第二項の規定により充てられたものをいう。以下同じ。）の額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

（欠損の填補を行う場合の特別準備金の額の減少）

4 第四十四条 商工組合中央金庫は、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となつたときは、特別準備金の額を減少することができる。

（この場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。）

一 減少する特別準備金の額

2 特別準備金の額の減少がその効力を生ずる日

3 前項第一号の額は、同項の株主総会の日における欠損の額として主務省令で定める方法によ

り算定される額を超えてはならない。

4 第一項の規定により特別準備金の額を減少し

た後において商工組合中央金庫の剩余金の額が

零を超えることとなつたときは、その超える部

分の額に相当する金額により特別準備金の額が当該減少する前の額に達するまで増加しなければならない。

(国庫納付金)

商工組合中央金庫は、その自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、特別準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付することができるのである。この場合においては、当該国庫に納付する金額に相当する額を、特別準備金の額から減額するものとする。

前項の場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する特別準備金の額

二 特別準備金の額の減少がその効力を生ずる日

第一項の規定により納付する金額は、前項第二号の日における会社法第四百六十二条第二項第一項の規定による分配可能額を超えてはならない。

商工組合中央金庫は、清算をする場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、清算の日における特別準備金の額（第四十四条第一項の規定により特別準備金の額が減少している場合は、当該減少する前の特別準備金の額）を限度として、当該特別準備金の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。

前項の規定による納付金の納付は、株主に対する残余財産の分配に先立つて行われるものと定める。

前条第一項及び第一項の規定による納付金に関する手続その他必要な事項は、政令で定める。

(特別準備金の額の減少に関する会社法の準用)

会社法第四百四十九条第六項（第一号に係る部分に限る）及び第七項並びに第八百二十八条（第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る）の規定は、第四十四条第一項の規定により特別準備金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九条第六項第一号中「資本金」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第四十四条第一項の規定による特別準備金」とあるのは、「同項第二号」とあるのは、「同項第二号を除く。」及び第八百二十八条中「資本金」とあるのは、「特別準備金」と読み替えるものとする。

(剩余额の配当の特例)

商工組合中央金庫は、政府の所有する株式に対し剩余额の配当をする場合には、法人第三号」とあるのは、「同項第二号」と、同法第一項

八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中の「資本金」とあるのは、「特別準備金」と読み替えるものとする。

会社法第四百四十九条（第一項ただし書及び第六項第二号を除く。）及び第八百二十八条（第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。）の規定は、第四十五条第一項の規定により特別準備金の額を減少する場合について準用する。

この場合において、同法第四百四十九条第一項本文中「資本金又は準備金（以下この条において「資本金等」という。）とあるのは、「特別準備金」と、「減少する場合（減少する準備金の額を全部を資本金とする場合を除く。）とあるのは、「減少する場合」と、「資本金等」とあるのは、「特別準備金」の」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第四十五条第一項の規定による特別準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、同条第四項及び第五項中「資本金等」とあるのは、「特別準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法第四十五条第一項の規定による特別準備金」とあるのは、「主務省令」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは、「同条第一項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号中「資本金」とあるのは、「特別準備金」と読み替えるものとする。

（特別準備金に係る報告等）

商工組合中央金庫が子会社等を有する場合は、商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、商工組合中央金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

これらの中間業務報告書及び当該事業年度に係る中間業務報告書を提出しなければならない。

（業務報告書等）

商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、前項の報告書のほか、商工組合中央金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を記載した当該事業年度の中間事業年度に係る中間業務報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

（中間貸借対照表等）

商工組合中央金庫は、主務省令で定めるところにより、中間貸借対照表等及び連続貸借対照表等の要旨を公告することで足りる。この場合に掲げる方法であるときは、主務省令で定めるところにより、中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連続貸借対照表等の要旨を公告することができる。

（貸借対照表等の公告等）

商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

商工組合中央金庫が子会社等を有する場合には、商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りではない。

（貸借対照表等の決議）

主務大臣は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を公表するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、商工組合中央金庫の預金者等その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び商工組合中央金庫の業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれのある事項については、この限りではない。

（貸借対照表等）

商工組合中央金庫が子会社等を有する場合には、商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、中間貸借対照表等及び貸借対照表等のほか、主務省令で定めるところにより、商工組合中央金庫及びその子会社等につき連結して記載した当該事業年度の中間事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間連結貸借対照表等」という。）並びに当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「中間貸借対照表等」という。）を作成しなければならない。

（貸借対照表等）

商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、中間貸借対照表等及び貸借対照表等の内容である情報を五年間継続して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第四項の規定による公告をしたものとみなす。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として主務省令で定めるものを記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、商工組合中央金庫の営業所（無人の営業所その他の主務省令で定めた営業所を除く。次項及び第四項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければ

に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第一条の規定にかかるらず、政府以外の者の所有する株式一株に対して配当する剩余额の額に一を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額を政府の所有する株式一株に対して配当しなければならない。

（業務報告書等）

商工組合中央金庫は、主務省令で定めるところにより、その中間事業年度経過後三月以内に中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等を、その事業年度経過後三月以内に貸借対照表等及び連結貸借対照表等を公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をできることがない場合には、主務大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

（中間貸借対照表等）

商工組合中央金庫は、主務省令で定めるところにより、中間貸借対照表等及び連続貸借対照表等の要旨を公告することで足りる。この場合に掲げる方法であるときは、主務省令で定めるところにより、中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連続貸借対照表等の要旨を公告することができる。

（貸借対照表等の公告方法）

前項の規定にかかるらず、その公告方法（会社法第一条第三十三号に規定する公告方法をいいう。以下同じ。）が第六十三条第一項第一号に掲げる方法であるときは、主務省令で定めるところにより、中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連続貸借対照表等の要旨を公告することで足りる。この場合に掲げる方法であるときは、主務省令で定めるところにより、中間貸借対照表等、貸借対照表等、中間連結貸借対照表等及び連続貸借対照表等の要旨を公告することができる。

（貸借対照表等）

商工組合中央金庫は、主務省令で定めるところにより、中間貸借対照表等及び中間連結貸借対照表等の内容である情報を五年間継続して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第四項の規定による公告をしたものとみなす。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、中間貸借対照表等及び貸借対照表等の内容である情報を五年間継続して電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法）により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとることができる。この場合においては、第四項の規定による公告をしたものとみなす。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

商工組合中央金庫は、事業年度ごとに、主務省令で定めるものを記載した当該事業年度の中間事業年度に係る説明書類及び当該事業年度に係る説明書類を作成し、商工組合中央金庫の営業所（無人の営業所その他の主務省令で定めた営業所を除く。次項及び第四項において同じ。）に備え置き、公衆の縦覧に供しなければ

して、商工組合中央金庫の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して商工組合中央金庫の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは商工組合中央金庫の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

第六十条 主務大臣は、商工組合中央金庫が法令、定款若しくは法令に基づいてする主務大臣の处分に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、商工組合中央金庫に対し、その業務の全部若しくは一部の停止又は取締役、執務役、会計参与、若しくは監査役の解任を命ずることができる。

第八章の二 商工組合中央金庫電子決済等代行業 (定義) この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。)のいずれかを行なう営業をいう。

第六十条の二 この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業」とは、次に掲げる行為(第一号に規定する預金者による特定の者に対する定期的な支払を目的として行う同号に掲げる行為その他の利用者の保護に欠けるおそれが少ないと認められるものとして主務省令で定める行為を除く。)のいずれかを行なう営業をいう。

第六十条の三 商工組合中央金庫電子決済等代行業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、業は、主務大臣の登録を受けた者でなければ、

一の規定による認定を受けた一般社団法人をい

(登録)

第六十条の四 前条の登録を受けようとする者(次条第二項及び第六十条の六において「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を主務大臣に提出しなければならない。

(登録の申請)

一 商号、名称又は氏名
二 法人であるときは、その役員(外国法人にあつては、外国の法令上これと同様に取り扱われている者及び日本における代表者を含む。以下この章において同じ。)の氏名

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む事業所又は事務所の名称及び所在地

四 その他主務省令で定める事項

一 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 法人であるときは、定款及び登記事項証明書(これらに準ずるものと含む。)

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の内容及び方法として主務省令で定めるものと記載した書類

四 その他主務省令で定める書類

(登録の実施)

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 登録簿に登録しなければならない。

四 その他の登録申請者に通知しない。

五 登録の拒否

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 登録簿に登録しなければならない。

四 その他の登録申請者に通知しない。

五 登録の拒否

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 登録簿に登録しなければならない。

四 その他の登録申請者に通知しない。

五 登録の拒否

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

三 登録簿に登録しなければならない。

四 その他の登録申請者に通知しない。

五 登録の拒否

四 第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

イ 商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる主務省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

ロ 商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない者

ハ 第六十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、それが、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分の行政処分を含む。)を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者

ニ 第六十条の三十一第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止の命令を受け、その命令の日から五年を経過しない者

ホ この法律、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)、信用金庫法、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)、銀行法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、農林中央金庫法その他政令で定める法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ト 法人である場合においては、次のいずれかの者を介する方法により提供すること及び当該情報を加工した情報を提供することを含む。)

二 この章において「商工組合中央金庫電子決済等代行業」とは、次条の登録を受けた商工組合中央金庫電子決済等代行業を営む者をいう。

三 この章において「認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者協会」とは、第六十条の二十

することができない者として主務省令で定める者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

三 禁錮以上の刑(これに相当する外国の刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者)

四 法人が第六十条の十九第一項若しくは第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消され、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者で、その取消しの日から五年を経過しない者

五 法人が第六十条の三十二第四項の規定による商工組合中央金庫電子決済等代行业的の廃止の命令を受け、又は法人がこの行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であった者で、その取消しの日から五年を経過しない者

六 法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

七 その法人の役員であつた者で、その命令の日から五年を経過しない者

八 前号ハからホまでのいずれかに該当する者

九 個人である場合においては、次のいずれかに該当する者

一 外国に住所を有する個人であつて日本における代理人を定めていない者

二 心身の故障により商工組合中央金庫電子決済等代行業を適正に行なうことができない者

三 おける代理人を定めていない者

四 決算の代理を定めていない者

五 おける代理人を定めている者

六 おける代理人を定めている者

七 おける代理人を定めている者

八 おける代理人を定めている者

九 おける代理人を定めている者

一〇 おける代理人を定めている者

一一 おける代理人を定めている者

一二 おける代理人を定めている者

一三 おける代理人を定めている者

一四 おける代理人を定めている者

一五 おける代理人を定めている者

一六 おける代理人を定めている者

一七 おける代理人を定めている者

一八 おける代理人を定めている者

一九 おける代理人を定めている者

二〇 おける代理人を定めている者

二一 おける代理人を定めている者

二二 おける代理人を定めている者

二三 おける代理人を定めている者

二四 おける代理人を定めている者

二五 おける代理人を定めている者

二六 おける代理人を定めている者

二七 おける代理人を定めている者

二八 おける代理人を定めている者

二九 おける代理人を定めている者

三〇 おける代理人を定めている者

三一 おける代理人を定めている者

三二 おける代理人を定めている者

三三 おける代理人を定めている者

三四 おける代理人を定めている者

三五 おける代理人を定めている者

について変更があつたときは、主務省令で定める場合を除き、主務省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

主務大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を商工組合中央金庫電子決済等代行業者登録簿に登録しなければならない。

商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六条の四第二項第三号に掲げる書類に記載した業務の内容又は方法について変更があつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(開業等の届出)

第六十条の八 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を開始したとき、商工組合中央金庫との間で第六十条の十二第一項の契約を締結したとき、その他主務省令で定める場合に該当するときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第六十条の九 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業を廃止したとき、又は会社分割により商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の承継をさせたとき、若しくは商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部の譲渡をしたとき、その商工組合金庫電子決済等代行業を廃止し、又は合中央金庫電子決済等代行業を承継をさせ、若しくは譲渡をした個人又は法人

二 商工組合中央金庫電子決済等代行業である個人が死亡したとき、その相続人

三 商工組合中央金庫電子決済等代行業である法人が合併により消滅したとき、その法人を代表する役員であった者

四 商工組合中央金庫電子決済等代行業である法人が破産手続開始の決定により解散したとき、その破産管財人

五 商工組合中央金庫電子決済等代行業である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき、その清算人

2 **第六十条の十** 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる行為に規定する主務省令で定める行為を除く。同項に規定する主務省令で定める行為を除く。利用者に対する説明等)。

2 **第六十条の十一** 削除 (商工組合中央金庫との契約締結義務等)

2 **第六十条の十二** 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の二第一項各号に掲げる行為に規定する主務省令で定める行為を除く。商工組合中央金庫との間で、商工組合中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて商工組合中央金庫電子決済等代行業を営まなければならない。

2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における

当該損害についての商工組合中央金庫と当該商工組合中央金庫電子決済等代行業との賠償責任の分担に関する事項

二 当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取得した利用者に関する情報の適正取扱い及び安全管理のために行う措置並びに当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に商工組合中央金庫が行うことができる措置に関する事項

三 その他商工組合中央金庫電子決済等代行業者の利用者からの苦情又は相談に応する営業所又は事務所の連絡先

4 **第六十条の十三** 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第一項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の内容のうち前項各号に掲げる事項を、主務省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(商工組合中央金庫による基準の作成等)

3 **第六十条の十四** 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

2 **第六十条の十五** 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、事業年度ごとに、主務省令で定める報告書

2 **第六十条の十六** 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の適正を確保するために必要なものとして主務省令で定める事項

3 **第六十条の十七** 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の三第一項の契約の相手となる商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に關して取得する利用者に関する情報の適正取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

2 **第六十条の十八** 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に關して取扱する利用者に関する情報の適正取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 **第六十条の十九** 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の三第一項の契約の相手となる商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に關して取扱する利用者に関する情報の適正取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

2 **第六十条の二十** 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者の當業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 **第六十条の二十一** 主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に商工組合中央金庫電子決済等代

ところにより、商工組合中央金庫電子決済等代行業に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(報告又は資料の提出)

二 **第六十条の二十二** 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該商工組合中央金庫電子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

3 **第六十条の二十三** 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の三第一項の契約の相手となる商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に關して取扱する利用者に関する情報の適正取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

2 **第六十条の二十四** 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に關して取扱する利用者に関する情報の適正取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

3 **第六十条の二十五** 商工組合中央金庫電子決済等代行業者は、第六十条の三第一項の契約の相手となる商工組合中央金庫電子決済等代行業者が商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に關して取扱する利用者に関する情報の適正取扱い及び安全管理のために行うべき措置その他の主務省令で定める事項が含まれるものとする。

2 **第六十条の二十六** 主務大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において、特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に商工組合中央金庫電子決済等代

と商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務に
関して取引する者若しくは商工組合中央金庫電
子決済等代行業者から商工組合中央金庫電子決
済等代行業の業務の委託を受けた者の施設に立
ち入らせ、商工組合中央金庫電子決済等代行業
者に対する質問若しくは検査に必要な事項に關
し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査
させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身
分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつ
たときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による商
工組合中央金庫電子決済等代行業者と商工組合
中央金庫電子決済等代行業の業務に関して取引
する者又は商工組合中央金庫電子決済等代行業
者から商工組合中央金庫電子決済等代行業の業
務の委託を受けた者に対する質問及び検査につ
いて準用する。

(業務改善命令)

第六十条の十八 主務大臣は、商工組合中央金庫
電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決
済等代行業の健全かつ適切な運営を確保するた
め必要があると認めるときは、当該商工組合中
央金庫電子決済等代行業者に対し、その必要の
限度において、業務の内容及び方法の変更そ
他監督上必要な措置を命ずることができる。
(登録の取消し等)

第六十条の十九 主務大臣は、商工組合中央金庫
電子決済等代行業者が次の各号のいずれかに該
当するときは、第六十条の三の登録を取り消
し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若
しくは一部の停止を命ずることができる。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が第
六十一条の六第一項各号のいずれかに該当する
こととなつたとき。

二 不正の手段により第六十条の三の登録を受け
たとき。

三 この法律又はこの法律に基づく主務大臣の
処分に違反したとき、その他商工組合中央金
庫電子決済等代行業の業務に関し著しく不適
当な行為をしたと認められるとき。

2 主務大臣は、商工組合中央金庫電子決済等代
行業者の営業所若しくは事務所の所在地を確知
できないとき、又は商工組合中央金庫電子決済

等代行業者の所在（法人である場合にあっては、その法人を代表する役員の所在）を確知で
きないときは、主務省令で定めるところによ
り、その実態を公告し、その公告の日から三十
日を経過しても当該商工組合中央金庫電子決済
等代行業者から申出がないときは、当該商工組
合中央金庫電子決済等代行業者の第六十条の三
の登録を取り消すことができる。

3 前項の規定による処分については、行政手続
法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定
は、適用しない。

(登録の抹消)

第六十条の二十 主務大臣は、次に掲げる場合に
は、商工組合中央金庫電子決済等代行業者の登
録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第二項の規定により第六十
条の三の登録を取り消したとき。

二 第六十条の九第二項の規定により第六十条
の三の登録がその効力を失つたとき。
(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者
協会の認定)

第六十条の二十一 主務大臣は、政令で定めると
こころにより、商工組合中央金庫電子決済等代行
業者が設立した一般社団法人であつて、次に掲
げる要件を備える者を、その申請により、次条
に規定する業務（以下この章において「認定業
務」という。）を行う者として認定することができ
る。

一 商工組合中央金庫電子決済等代行業の業務
の適正を確保し、並びにその健全な発展及び利
用者の利益の保護に資することを目的とす
ること。

二 商工組合中央金庫電子決済等代行業者を社
員（以下この章及び第七十四条の二第二号に
おいて「会員」という。）に含む旨の定款の
定めがあること。

三 認定業務を適正かつ確実に行うに必要な業
務の実施の方法を定めていること。

四 認定業務を適正かつ確実に行うに足りる知
識及び能力並びに財産的基礎を有すること。

5 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者
協会の業務

第六十条の二十二 認定商工組合中央金庫電子決
済等代行業者協会は、次に掲げる業務を行
るものとする。

一 会員が商工組合中央金庫電子決済等代行業
者を営むに当たり、この法律その他の法令の規

定及び第三号の規則を遵守させるための会員
に対する指導、勧告その他の業務

二 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代
行業に關し、契約の内容の適正化その他商工
組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の利
益の保護を図るために必要な指導、勧告その
他の業務

三 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代
行業の適正化並びにその取り扱う情報の適正
な取扱い及び安全管理のために必要な規則の
制定

四 会員のこの法律若しくはこの法律に基づく
命令若しくはこれらに基づく处分又は前号の
規則の遵守の状況の調査

五 商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用
者の利益を保護するために必要な情報の収
集、整理及び提供

六 会員の営む商工組合中央金庫電子決済等代
行業に関する利用者からの苦情の処理

七 商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用
者に対する広報

八 前各号に掲げるもののほか、商工組合中央
金庫電子決済等代行業の健全な発展及び商工
組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の保
護に資する業務

(会員名簿の縦覧等)

第六十条の二十三 認定商工組合中央金庫電子決
済等代行業者協会は、会員名簿を公衆の縦覧
に供しなければならない。

3 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者
協会でない者（銀行法第五十二条の六十一の十
九の規定による認定を受けた者その他これに類
する者として政令で定めるものを除く。）は、
その名称中に、認定商工組合中央金庫電子決済
等代行業者協会と誤認されるおそれのある文
字を使用してはならない。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者
協会への報告等)

4 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者
協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びそ
の解決の結果について会員に周知させなければ
ならない。

5 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者
協会は、前項の申出に係る苦情の解決について
必要があると認めるときは、当該会員に対し、
文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料
の提出を求めることができる。

6 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者
協会は、第一項の申出、苦情に係る事情及びそ
の解決の結果について会員に周知させなければ
ならない。

7 認定商工組合中央金庫電子決済等代行業者
協会は、その保有する前項に規定する情報につ
いて会員から提供の請求があつたときは、正当
な理由がある場合は除き、当該請求に係る情報
を提供しなければならない。

(秘密保持義務等)

第六十条の二十七 認定商工組合中央金庫電子決
済等代等行业者協会の役員若しくは職員又はこ
れらの職にあつた者（次項において「役員等」

定により主務大臣から提供を受けた情報のうち
商工組合中央金庫電子決済等代行業の利用者の
保護に資する情報について、商工組合中央金庫電子
決済等代等行业の利用者に提供できるよう
にしなければならない。

(利用者からの苦情に関する対応)

2 という。)は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の役員等は、その職務に関して知り得た情報を認定業務(当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会が銀行法第五十二条の規定による業務に従事する役員等である場合における当該業務その他のに類する業務として政令で定める業務を含む。)の用に供する目的以外に利用してはならない。

(定款の必要的記載事項)

第六十条の二十八 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十号)

第十一条第一項各号に掲げる事項及び第六十条の二十一第二号に規定する定款の定めのほか、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会は、その定款において、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は第六十条の二十二第三号の規則に違反した会員に対し、定款で定める会員の権利の停止若しくは制限を命じ、又は除名する旨を定めなければならない。

(立入検査等)

第六十条の二十九 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に対し、その業務若しくは財産に関する参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の事務所に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に対する監督命令等)

第六十条の三十 主務大臣は、認定業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務の運営がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その認定を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会への情報提供)

第六十条の三十一 主務大臣は、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の求めに応じ、認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会が認定業務を適正に行うために必要な限度において、商工組合中央金庫電子決済等代行事業者に関する情報であつて認定業務に資するものとして主務省令で定める情報を提供することができます。

(電子決済等代行事業)

第六十条の三十二 第六十条の三の規定にかわらず、銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者(以下この条、次条第七号及び第七十六条において「電子決済等代行業者」という。)は、商工組合中央金庫電子決済等代行業を営むことができる。

第六十条の三十三 次に掲げる場合には、主務大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第六十条の九第二項の規定により第六十条の三の登録が効力を失ったとき。

二 第六十条の十九第一項の規定により商工組合中央金庫電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の全部又は一部の停止を命じたとき。

三 第六十条の十九第一項又は第二項の規定により第六十条の三の登録を取り消したとき。

四 第六十条の二十一の規定による認定をしたとき。

五 第六十条の三十第二項の規定により第六十条の二十一の認定を取り消したとき。

六 第六十条の三十第二項の規定により認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会の業務の全部又は一部の停止を命じたとき。

七 前条第四項の規定により電子決済等代行業者の商工組合中央金庫電子決済等代行業の廃止を命じたとき。

(外国法人等に対するこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替え等)

第六十条の三十四 商工組合中央金庫電子決済等代行業者が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合におけるこの法律の規定の適用に当たっての技術的読替えその他当該外国法人又は個人に対するこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第九章 雜則

第六十一条 商工組合中央金庫の合併、会社分割、事業の譲渡又は譲受け及び解散の認可等)

2 (認可等の条件)

第六十二条 主務大臣は、この法律の規定による認可又は承認(次項において「認可等」といふ。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るためにいかれかとあるのは、「第三号」と、「第六十条の三の登録を取り消し、又は六月」とあるのは、「六月」と、「若しくは」とあるのは、「又は」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公告方法等)

第六十三条 商工組合中央金庫は、公告方法として、次の各号に掲げる方法のいずれかを定款で定めなければならない。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)

三 商工組合中央金庫が電子公告によりこの法律の規定による公告をする場合には、次の各号に掲げる公告の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までの間、継続して電子公告による公告をしなければならない。

一 公告に定める期間内に異議を述べることができる旨の公告 当該期間を経過する日

二 第三十二条第一項前段の規定による公告

三 商工組合中央金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開する日

四 商工組合中央金庫が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所においてその業務の全部又は一部を再開した日後一月を経過する日

五 前各号に掲げる公告以外の公告 電子公告による公告を開始した日後一月を経過する日

六 会社法第九百四十条第三項の規定は、商工組合中央金庫が電子公告によりこの法律による公告をする場合について準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第六十三条第二項」と読み替えるものとする。

4 商工組合中央金庫に対する会社法第九百四十条の規定の適用については、同条中「第四百四十四条第一項の規定」とあるのは、「第四百四十四条第一項」

中「資本金」とあるのは、「危機対応準備金」と読み替えるものとする。

(業務報告書等)

第二条の十一 株式会社商工組合中央金庫は、当

分の間、第五十一条第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書に事業計画の実施の状況

(中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)附則第六項の規定の遵守の状況を含む)を記載しなければならない。

(過料)

第二条の十二 附則第二条の四の規定に違反し

て、事業計画の認可を受けなかつた場合には、その行為をした株式会社商工組合中央金庫の取締役、執行役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

(転換計画の認可)

第三条 この法律の施行の際現に存する商工組合

中央金庫(以下「転換前の法人」という。)は、

転換(転換前の法人が附則第十八条第一項の規定により株式会社商工組合中央金庫(次条から附則第三十三条までにおいて「転換後の法人」という。となること)をいう。以下同じ。)に係る計画(以下「転換計画」という。)を作成し

て、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項の認可があつたときは、転換は、施行日にその効力を生ずる。

(転換計画の記載事項等)

第四条 転換前の法人の目的、転換計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

二 転換後の法人の業務

三 前号に掲げるもののほか、転換後の法人の定款で定める事項

四 転換後の法人の取締役の氏名及び会計監査人の氏名又は名称

五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ又はロに定める事項

イ 転換後の法人が会計参与設置会社である場合

ロ 転換後の法人が監査役設置会社である場

合 転換後の法人の監査役の氏名

六 転換前の法人の出資者が転換に際して取得する転換後の法人の株式の数(種類株式を発行する場合、転換後の法人の会計参与の氏名又は

行する場合にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)又はその数の算定方法並びに転換の割当てに関する事項

七 転換前の法人の出資者に対する前号の株式の割当てに関する事項

八 転換前の法人の出資者に対して金銭を納付又は交付するときは、その額又はその算定方法

九 転換前の法人の出資者に対する前号の金銭の割当てに関する事項

十 転換がその効力を生ずる日

十一 前項第七号に掲げる事項についての定めは、

十二 転換前の法人の出資者の有する出資の口数(出資者が政府である場合にあつては、主務大臣が定める口数)に応じて転換後の法人の株式を交付することを内容とするものでなければならない。

十三 第一項第九号に掲げる事項についての定めは、転換前の法人が次条第一項の規定により国庫に納付する場合を除き、転換前の法人の出資者による出資の口数に応じて金銭を交付すること(出資者が政府である場合にあつては、国庫に納付すること)を内容とするものでなけれ

ばならない。

十四 前項の規定による納付金の納付の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

(特別準備金等)

十五 第二項の規定による納付金の納付の手続に関し必要な事項は、政令で定める。

(転換計画の記載事項等)

第五条 転換前の法人は、商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第九条の規定にかかるわらず、政府から転換前の法人に対してされ出資に係る資産のうち転換後の法人が業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるも

のに相当する金額として主務大臣が定める金額を、国庫に納付しなければならない。この場合において、転換前の法人は、その納付した金額により資本金を減少するものとする。

十六 転換後の法人は、特別準備金を設け、転換前の法人の純資産であつて政府の出資に係るものにより算出された金額をこれに充てるものとす

る。

十七 主務大臣は、前二項の規定により金額を定め

ようとするときは、あらかじめ、評価委員の意見を見かなければならぬ。

十八 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項

十九 転換後の法人が監査役設置会社である場

合 転換後の法人の監査役の氏名

二十 転換前の法人の出資者が転換に際して取得する転換後の法人の株式の数(種類株式を発行する場合、転換後の法人の会計参与の氏名又は

第一項の規定による納付金に關し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

(所屬団体に対する通知等)

二十一 転換前の法人は、附則第三条第一項の規定により転換計画を作成したときは、遅滞なく、その所属団体及び知っている出資を目的とする質権者に対し、転換をする旨並びに転換後の法人の商号及び住所その他転換計画の概要を通知するとともに、転換前の法人が定款で定めた方法により公表しなければならない。

二十二 転換前の法人の所属団体(転換前の法人の出資者のうち政府以外のものをいう。以下同じ)及び債権者は、転換前の法人に対し、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、転換前の法人の定めた費用を支払わなければならない。

二十三 前項の書面の閲覧の請求

二十四 前項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

二十五 前項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが請求の請求

二十六 前項の規定にかかるわらず、転換前の法人が同項の規定による公告を、官報のほか、転換前の法人が定款で定める方法によりするときは、同一の債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

二十七 前項の規定にかかるわらず、転換前の法人が同項の規定による公告を、官報のほか、転換前の法人が定款で定める方法によりするときは、同一の債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

二十八 前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

二十九 前項の規定にかかるわらず、転換前の法人が同項の規定による各別の催告は、することを要しない。

三十 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

三十一 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

三十二 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

三十三 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

三十四 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

三十五 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

三十六 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

三十七 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

三十八 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

三十九 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

四十 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

四十一 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

四十二 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

四十三 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

四十四 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

四十五 債権者が第二項第四号の期間内に異議を述べたときは、転換前の法人は、施行日の前日までに、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、転換をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

- いて、次に掲げる事項を定めなければならぬ。
- 一 この条の規定により発行する転換後の法人の株式（以下「転換時発行株式」という。）の数（種類株式を発行する場合は、その算定方法）は、その旨並びに当該財産の内容及び価額又は前号の財産の給付の期日
- 二 転換時発行株式の払込金額（転換時発行株式一本と引換えに払い込む金額又は給付する金額以外の財産の額をいう。以下同じ。）又はその算定方法
- 三 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額又は前号の財産の給付の期日
- 四 転換時発行株式と引換えにする金額の払込み又は前号の財産の給付の期日
- 五 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(転換時発行株式の申込み等)

- 第十一條** 転換前の法人は、転換時発行株式の引受けの申込みをしようとする者に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 転換後の法人の商号
- 二 前条各号に掲げる事項
- 三 金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定めた事項
- 五 転換時発行株式の引受けの申込みをする者は、次に掲げる事項を記載した書面を転換前の法人に交付しなければならない。
- 一 申込みをする者の氏名又は名称及び住所
- 二 引き受けようとする転換時発行株式の数について変更があったときは、直ちに、その旨及び当該変更があった事項を前項の申込みをした者（以下「申込者」という。）に通知しなければならない。
- 三 転換前の法人は、第一項各号に掲げる事項について通知した場合においては、その場所又は連絡先にあってて発すれば足りる。
- 四 前項の通知又は催告が通常到達すべきであった時に、到達したものとみなす。
- (転換時発行株式の割当)
- 第十二条** 転換前の法人は、申込者の中から転換時発行株式の割当を受けた者を定め、かつ、

- その者に割り当てる転換時発行株式の数を定めなければならない。この場合において、転換前の法人は、当該申込者に割り当てる転換時発行株式の数を、前条第二項第二号の数よりも減少することができる。
- 前日までに、申込者に対し、当該申込者に割り当てる転換時発行株式の数を通知しなければならない。
- 転換前の法人は、附則第十条第四号の期日の総会において決議をすることができる事項の全部につき決議権行使することができない株式を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式を含む。以下この項において「転換後の法人の株式」という。)を発行するときは、次に掲げるもの以外のものに割り当てばならない。
- 一 中小企業等協同組合
- 二 協業組合、商工組合又は商工組合連合会
- 三 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- 四 生活衛生同業組合連合会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千円（卸売業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を有する者については三百人）以下の従業員を使用する事業者については三百人）以下の従業員を使用する事業者である場合に限る。）
- 五 酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 六 酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が五千円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五百人以下の従業員を使用する者である場合に限る。）

- 八 輸出組合又は輸入組合（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人（小売業を主たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を有する者については三百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 九 市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については一億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人である事業者又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする者については百人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を使用する事業者については三百人）以下の従業員を使用する事業者である場合に限る。）
- 十 前各号に掲げる者であつて転換後の法人の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員
- 十一 前各号に掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにその直接又は間接の構成員である場合に限る。）
- (転換時発行株式の引受け)
- 第十三条** 申込者は、転換前の法人の割り当てた転換時発行株式の数について転換時発行株式の引受け人となる。
- (出資の履行)
- 第十四条** 転換時発行株式の引受人（附則第十条第三号の財産（以下「現物出資財産」という。）を給付する者を除く。）は、同条第四号の期日に、附則第十一条第一項第三号の払込みの取扱いの場所において、それぞれの転換時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならぬ。

- 八 輸出組合又は輸入組合（直接又は間接の構成員である事業者の三分の二以上が一億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人（小売業を主たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を有する者については三百人）以下の従業員を使用する者である場合に限る。）
- 九 市街地再開発組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする者については一億円、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時百人（小売業を主たる事業とする者については五十人、商業又はサービス業以外の事業を主たる事業とする者については三百人）以下の従業員を有する者については三百人）以下の従業員を使用する事業者については三百人）以下の従業員を使用する事業者である場合に限る。）
- 十 前各号に掲げる者であつて転換後の法人の株式の株主であるものの直接又は間接の構成員
- 十一 前各号に掲げる者のほか、主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその直接又は間接の構成員の健全な発達を図るために必要な事業を行う団体並びに主として中小規模の事業者を構成員とする団体並びにその直接又は間接の構成員である場合に限る。）
- (転換時発行株式の引受け)
- 第十六条** 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十三条ただし書及び第九十四条第一項の規定は、転換時発行株式の引受けの申込み及び割り当てに係る意思表示については、適用しない。
- 二 転換時発行株式の引受人は、施行日から一年を経過した後又はその株式について権利を行使した後は、錯誤を理由として転換時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として転換時発行株式の引受けの取消しをすることができる。
- 三 転換時発行株式の引受人は、第一項第一号を除く。）、第八百六十八条第一項、第八百七十一条第一項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第二章第二節（第八百四十九条第三項、第八百四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は附則第十条第三号に掲げる事項を定めた場合について、同法第七編第二章第二節（第八百四十九条第三項、第八百四号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第一号及び第八百五十一号を除く。）の規定は、この条において準用する同法第二百十二条（第一項第一号を除く。）の規定による支払を求める訴えについて、それぞれの転換時発行株式の払込金額の全額を払い込まなければならぬ。
- 四 同法第二百七条第四項、第六項及び第九項第三号、第一百十三条第一項第一号並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは、「主務省令」と、同条第一項

中「株式を有する株主」とあるのは「株式を有する株主(株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)の施行の日(以下この条において「施行日」という。)から六箇月(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間。以下この項において同じ。)を経過していないときは、六箇月前から施行日まで引き続いて所属団体であつた者であつて、施行日から引き続いて株式を有する株主」と読み替えるものとする。(転換の効力の発生等)

第十八条 転換前の法人は、施行日に、転換後の法人となる。

2 転換前の法人は、施行日に、附則第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事項についての定めに従い、当該事項に係る定款の変更をしたものとのみなす。

3 転換前の法人の出資者は、施行日に、附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い、同項第六号の株式の株主となる。

第十九条 転換前の法人の出資を目的とする質権は、転換前の法人の所属団体が転換により受けるべき金銭等(金銭その他の財産をいう。以下同じ。)の上に存在する。(差押えの効力)

第二十条 転換前の法人の出資の差押え(仮差押えを含む。)は、転換前の法人の所属団体が転換により受けるべき金銭等にその効力を有する。(一口に満たない端数)

第二十一条 会社法第二百三十四条第一項(各号を除く。)から第五項まで、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十一条、第八百七十四条(第四号に係る部分に限る。)、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、転換に際して所属団体に転換後の法人の株式を交付する場合において、交付しなければならない転換後の法人の株式の数に一株に満たない端数がある場合について準用する。この場合において「施行日」という。)において所属団体であつた者であつて施行日から引き続いて株式を有する者に

株式会社商工組合中央金庫」と、同条第一項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。(転換計画実行の届出)

第二十二条 転換前の法人が附則第三条第一項の認可を受けた転換計画を実行したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

二 附則第九条第二項又は第五項の規定に違反して転換を行ったとき。
三 附則二十四条の規定による転換の登記を怠つたとき。

四 この法律の規定による転換に関する公告若しくは通知することを怠つたとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

五 官庁に対し、虚偽の申述を行い、又は事実を隠ぺいしたとき。

(罰則)

第二十三条 転換後の法人は、施行日後遅滞なく、附則第九条に規定する手続の経過その他の転換に関する事項として主務省令で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 転換後の法人は、施行日から六月間、前項の書面又は電磁的記録を本店に備え置かなければならぬ。

3 転換後の法人の株主(転換後の法人の株主のうち政府以外のものをいう。)及び債権者は、転換後の法人に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号に掲げる請求をするには、転換後の法人の定めた費用を支払わなければならない。

一 第一項の書面の閲覧の請求

二 第一項の書面の謄本又は抄本の交付の請求

三 第一項の電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したもののが閲覧の請求

四 第一項の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて転換後の法人の定めたものにより提供することの請求又はその事項を記載した書面の交付の請求

第二十四条 転換前の法人が転換をしたときは、

転換の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、支店又は從たる事務所の所在地においては三週間以内に、転換前の法人については解散の登記を、転換後の法人については株式会社の設立の登記をしなければならない。

(転換の登記)

第二十五条 転換に関する事項については、第五号(第七十六条及び第七十八条の規定は、前項の場合について準用する。)の場合は、政令で定める。

(主務大臣等)

第二十六条 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条の規定による募集に係る株式の払込みを仮装するため預合いを行つときは、五年以下の懲役若しくは五百円以下以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。預合いに応じた者も、同様とする。

2 前項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第二十七条 転換前の法人が転換をする場合において、転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条第三号に掲げる事項について、主務大臣に対して虚偽の申述を行つときは、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。預合いに応じた者も、同様とする。

3 前項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

第二十八条 転換前の法人の理事長、副理事長、理事又は監事が、附則第十条第三号に掲げる事項について、主務大臣に対して虚偽の申述を行つときは、三年以下の懲役若しくは三百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(過料に処すべき行為)

第二十九条 転換前の法人の理事長、副理事長、理事若しくは監事又は転換後の法人の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは執行役は、次の各号のいずれかに該当する場合には、懲役若しくは三百円以下の罰金に処する。

一 附則第七条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類若しくは電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は書類の謄本若しくは抄本の交付、電磁的記録に記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面の交付を拒んだと

き。

第三十条 附則第三条から前条まで及び第三十六条に規定するものほか、転換の認可の申請の作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録であつて重要な事項について虚偽の記録のあるものをその募集の事務の用に供したときは、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一条 転換後の法人は、平成二十年十一月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間内に作成する印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)第十二条第一項に規定する預貯金通帳等につき同条の規定の適用を受けることができる。この場合において、同項中「当該承認の日以後最初に到来する四月一日から翌年三月三十日まで」とあるのは、「平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日まで」とする。

(登録免許税の課税の特例)

第三十二条 附則第二十四条第一項の規定により転換後の法人が受ける設立の登記については、財務省令で定めるところにより登記を受ける場合に、登録免許税(認可転換計画に定められた附則第四条第一項第七号に掲げる事項についての定めに従い転換前の法人の出資者に対する割り当てられた株式に対応する資本金の額に係る部分に限る。)を課さない。

2 転換に伴い転換後の法人が受ける登記又は登録で、転換前の法人が有する不動産の所有権又は商標権に係る権利者の名称の変更の登記又は登録及び転換前の法人を債権者とする担保についてする当該債権者の表示の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

第三十三条 転換後の法人は、第二十一条第四項(従前の新株引受権付社債の払込みに関する経過措置)

第十二条の業務に関しては、商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百二十八号)附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた新株引受権付社債に係る同法に

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十三年五月二十五日法律第五号)

この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

附則 (平成二十四年九月一二日法律第八六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則 (平成二十四年九月一二日法律第八六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

条の七)／一に改める部分に限る。)、同法第四十六条、第四十六条の六第三項、第四十九条及び第四十九条の二、第五十条、第五十一条の二第四項、第五十七条の二第五项、第五十七条の十二第二項及び第三項並びに第六十三条第四項の改正規定、同法第六十五条の五第二項の改正規定(「規定」を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定を含む。」を「第八章及び第八章の二の規則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規則を含む。」)に改める部分に限る。)、同法第八四項の改正規定(「規定」を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規則を含む。」に改める部分に限る。)及び第十五条(株式会社国際協力銀行法平成二十三年法律第三十九号)第四十三条の改正規定(「規定」を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規則を含む。」に改める部分に限る。)及び第十五条(株式会社国際協力銀行法平成二十三年法律第三十九号)第四十三条の改正規定(「規定」を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規則を含む。」に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)

の規定並びに附則第十三条(証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号)附則第二十条の改正規定を除く。)、第十四条(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第六十三条第二項の改正規定(「規定」を「規定並びに」に、「罰則を含む。」)を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)に改める部分に限る。)

第三条 この法律の施行の日前に政府から株式会社商工組合中央金庫に対し第一条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法附則第一

条の二第一項に規定する危機対応準備金に充てるべきものとして出資された額に相当する金額は、政府から新金庫法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金に充てるべきものとして出資されたものとみなす。

第三条 この法律の施行後適当な時期に

おいて、指定金融機関(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一條第二項に規定する指定金融機関をいう。)に係る制度の運用の状況、新金庫法附則第二条の二に規定する危機対応業務をいう。

第三条 この法律の施行後五年を目途

において、指定金融機関(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十一條第二項に規定する指定金融機関をいう。)に係

る制度の運用の状況、新金庫法附則第二条の二に規定する危機対応業務をいう。

第三条 この条において同じ。)の実施の状況、株式会

社商工組合中央金庫の財政基盤、株主となる中

小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会

経済情勢の変化等を勘案し、株式会社日本政策

金融公庫法第二条第四号に規定する特定資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるこ

とを確保する観点から、当該危機対応業務の在

り方及びこれを踏まえた株式会社商工組合中央

金融公庫に対する国の関与の在り方について検討を

一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聽かなければならない。

政府は、第一項の検討を行つたがたつては、一

般の金融機関を代表する者その他の関係者の意

見を見を聽かなければならない。

政府は、第一項の検討の結果、政府による株

式会社商工組合中央金庫の株式の保有に関する

義務に係る措置その他の株式会社商工組合中央

金庫による危機対応業務の的確な実施を確保す

るための措置を継続する必要がないと認めると

号) の趣旨を尊重するよう努めなければならぬ。い。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三十七条)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百七十七条(民間あっせん機関による養育組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百十二条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区城法第十九条の二第一項の改正規定を除く)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条、職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十条、第一百十三条、第一百十五条、第一百六十二条、第一百九十三条、第二百二十二条、第二百二十九条、第二百二十二条、第二百三十三条、第二百三十五条、第二百三十八条、第二百三十九条、第二百六十一条から第二百六十三条まで、第二百六十六条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の改正規定に限る)、第二十九条第一項第一号の改正規定に限る)並びに第二百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十二条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前各号に掲げる規定にあつては、当該各号に定める日から施行する)。

附 則 (令和元年六月一四日法律第三十七条)

(施行期日) この法律は、公布の日前に、この法律による改正規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百七十七条(民間あつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百十二条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区城法第十九条の二第一項の改正規定を除く)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条、職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十三条、第一百十五、第一百六十二条、第一百九十三条、第二百二十二条、第二百二十九条、第二百三十五条、第二百三十八条、第二百三十九条、第二百六十一条から第二百六十三条まで、第二百六十六条、第二百六十九条、第二百七十条、第二百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の改正規定に限る)、第二十九条第一項第一号の改正規定に限る)並びに第二百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十二条及び第二十三条から第二十九条までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日

から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月二日法律第五四号)

(施行期日) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に同一の他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

附 則 (令和四年六月一〇日法律第六一号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一〇日法律第六九号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年一月二九日法律第七九号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年二月二九日法律第七九号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一七日法律第六八二号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和五年一月二九日法律第七九号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和五年二月二九日法律第七九号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (令和五年六月一七日法律第六八二号)

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

号、第三百七十七条の二第一項並びに第三百九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第五十五条の五並びに第五十九条の二の第五第
三号及び第四号の改正規定、第十八条（信託業法第二十四条の二の改正規定（ニ）に対する誠実義務）を「利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。」を除く。)の規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条、第五十六条第五項並びに第七十四条第二号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条（第一項を除く。）、第二十四条から第三十三条まで、第三十五条、第三十六条及び第五十七条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（株式会社商工組合中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

立した第四号旧商工組合中央金庫法第二十九条において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定預金等契約の解除については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六十七条 この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び二条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。（検討）

第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律（以下この条において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第三十二条 第十九条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の株式会社商工組合中央金庫法（次項において「第四号新商工組合中央金庫法」という。）第二十九条において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の四の規定は、第四号施行日以後に同条の特定預金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来する場合について適用し、第四号施行日前に第十九条の規定による改正前の株式会社商工組合中央金庫法（次項において「第四号旧商工組合中央金庫法」という。）第二十九条において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の四第一項の特定預金等契約が成立したときその他主務省令で定めるときが到来した場合は、なお従前の例による。